

自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書

1 件名

自動販売機設置場所の貸付け

2 設置する自動販売機の規格

自動販売機の規格等は次のとおりとすること。

(1) 大きさ、仕様及びデザイン

ア 概ね次の大きさ以内とし、貸付面積に収まるものであること。

幅 1,200mm × 奥行 900mm × 高さ 2,000mm

※No.1 の物件については、扉開閉部分の余裕がないため、設置機種の選定については、注意すること。

イ 仕様

国の電子マネー施策を踏まえ、電子マネーに対応した機種の採用または機能の追加を推進すること。

ウ デザイン

外観色等、公共施設としてふさわしいデザインとすること。

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機器とすること。

イ 低 GWP 冷媒気

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234 y f）等を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機－据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

3 賃貸借物件の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して桶川市の確認を受けなければならない。

4 自動販売機設置に伴う事故

桶川市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

5 商品等の盗難及び破損

- (1) 桶川市の責に帰することが明らかな場合を除き、桶川市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

6 禁止事項

- (1) 賃貸借物件を自動販売機設置以外の用途で使用してはならない。
- (2) 賃貸借物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。
- (3) 賃貸借物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

7 設置事業者の遵守事項

- (1) 自動販売機脇等に、回収頻度と回収量を考慮し、十分な容積のある回収ボックスを設置すること。
- (2) 回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることの無いよう定期的に回収を行い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- (3) 自動販売機の設置前に設置場所の確認を行うこと。
- (4) 商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- (5) 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。また、極端に賞味期限が近いものは販売しないこと。
- (6) 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、販売時の故障や問い合わせに対応するため連絡先を販売機のわかりやすい所に明記し、返金等の業務が発生した場合は、設置事業者の責任において即時対応をすること。
- (7) 設置の際は、必要に応じて、前設置事業者と協議を行い、利用者等の妨げにならないように注意し、安全に留意すること。

8 その他

- (1) 仕様書に書かれていない事項については、桶川市と協議をすること。

(2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。